

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	申請	行政財産の使用許可(目的外使用)	法令	地方自治法	第238条の4第7項	
2	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	申請	行政財産の使用料の徴収(目的外使用)	例規	上天草市行政財産使用料条例	第5条	
3	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	申請	庁舎等の利用許可	例規	上天草市庁舎等管理規則	第9条	
4	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	不利益	行政財産の使用許可の取消し(目的外使用)	法令	地方自治法	第238条の4第9項	
5	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	不利益	行政財産の使用料の徴収(目的外使用)	例規	上天草市行政財産使用料条例	第2条	
6	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	不利益	行政財産の使用料の徴収を逃れた者に対する過料(目的外使用)	例規	上天草市行政財産使用料条例	第6条	
7	総務企画部	監理課	公共施設マネジメント係	不利益	庁舎等の利用許可の取消し等	例規	上天草市庁舎等管理規則	第10条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部監理課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	行政財産の使用許可(目的外使用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法第238条の4第7項
基準規定	地方自治法第238条の4第7項
審査基準	第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
標準処理期間	14日 ただし、事前協議を含めると概ね1か月
更新日	平成29年7月3日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部監理課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	行政財産の使用料の徴収(目的外使用)
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市行政財産使用料条例第5条
基準規定	上天草市行政財産使用料条例第5条
審査基準	<p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するとき。</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を使用する者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。</p> <p>(3) 市長が特に減免する必要があると認めるとき。</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年7月3日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:総務企画部監理課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	庁舎等の利用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市庁舎等管理規則第9条
基準規定	-
審査基準	<p>以下の(1)から(7)までに該当するときは、許可を行わないものとする。</p> <p>(1) 設備等を著しく損傷し、又は汚染すると認められるとき。</p> <p>(2) 庁舎等内の秩序を著しく乱すと認められるとき。</p> <p>(3) 著しく公務が妨げられると認められるとき。</p> <p>(4) 庁舎等の美観を著しく損なうと認められるとき。</p> <p>(5) 公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるとき。</p> <p>(6) 火災又は盗難の予防上きわめて不相当と認められるとき。</p> <p>(7) 上記の(1)から(6)までに掲げるもののほか、庁舎管理者において許可をすることが不相当と認めるとき。</p>
標準処理期間	3日
更新日	平成29年7月3日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部監理課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	行政財産の使用許可の取消し(目的外使用)
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法第238条の4第9項
基準規定	地方自治法第238条の4第9項
処分基準	<p>第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年7月3日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部監理課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	行政財産の使用料の徴収(目的外使用)																							
処分権者	市長																							
根拠区分	例規																							
根拠規定	上天草市行政財産使用料条例第2条																							
基準規定	上天草市行政財産使用料条例第2条																							
処分基準	<p>(使用料の額) 第2条 行政財産の使用料の額は、条例で別に定めるものを除くほか、別表のとおりとし、次に掲げるところにより算定する。 (1) 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1か月未満の端数があるときは、日割計算とする。 (2) 使用の単位が1平方メートルに満たないときは1平方メートルとする。 (3) 1件の使用料が100円に満たないものは、100円とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地</td> <td>6ヶ月未満</td> <td>使用許可面積×使用許可日数×2円</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上</td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の3を乗じて得た額とする。</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1年以上</td> <td>地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の7を乗じて得た額とする。</td> </tr> <tr> <td>電柱</td> <td>1本につき年</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>電話柱</td> <td>1本につき年</td> <td>740円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類及び支柱</td> <td>1本につき年</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	土地	6ヶ月未満	使用許可面積×使用許可日数×2円	6ヶ月以上	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の3を乗じて得た額とする。	建物	1年以上	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の7を乗じて得た額とする。	電柱	1本につき年	820円	電話柱	1本につき年	740円	その他の柱類及び支柱	1本につき年	370円	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100円
区分	単位	使用料																						
土地	6ヶ月未満	使用許可面積×使用許可日数×2円																						
	6ヶ月以上	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の3を乗じて得た額とする。																						
建物	1年以上	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条第1項に規定する固定資産評価基準に準じて市長が定めた評価額に100分の7を乗じて得た額とする。																						
電柱	1本につき年	820円																						
電話柱	1本につき年	740円																						
その他の柱類及び支柱	1本につき年	370円																						
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100円																						
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)																							
更新日	平成29年7月3日																							

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部監理課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	行政財産の使用料の徴収を逃れた者に対する過料(目的外使用)
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市行政財産使用料条例第6条
基準規定	上天草市行政財産使用料条例第6条
処分基準	<p>(罰則)</p> <p>第6条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年7月3日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:総務企画部監理課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	庁舎等の利用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市庁舎等管理規則第10条
基準規定	上天草市庁舎等管理規則第10条
処分基準	<p>(違反等に対する措置)</p> <p>第10条 庁舎等管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎等への入場を拒否し、許可若しくは承認を取り消し、又は庁舎から退去することを命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないときは、庁舎等管理者は自らこれを撤去することができる。</p> <p>(1) 第7条第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第8条の規定に違反した者</p> <p>(3) 前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による許可の条件に従わなかった者</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年7月3日